

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2022年 8 月 9 日	
【会社名】	フジ住宅株式会社	
【英訳名】	FUJI CORPORATION LIMITED	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮脇 宣綱	
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番23号	
【電話番号】	072-437-4071	
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R 室長 野口 恭久	
【最寄りの連絡場所】	大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番23号	
【電話番号】	072-437-4071	
【事務連絡者氏名】	執行役員 I R 室長 野口 恭久	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	518,240,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	790,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2022年8月9日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	790,000株	518,240,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	790,000株	518,240,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
656	-	100	2022年8月25日	-	2022年8月25日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の株式総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日までに後記(4) [払込取扱場所]へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
フジ住宅株式会社	大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
518,240,000	-	518,240,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金518,240,000円については、払込期日以降順次、全額を運転資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社日本カストディ銀行（信託口）																	
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号																	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 田中 嘉一																	
資本金	51,000百万円																	
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務																	
主たる出資者及びその出資比率	<table border="0"> <tr> <td>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほフィナンシャルグループ</td> <td>27.0%</td> </tr> <tr> <td>株式会社りそな銀行</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>朝日生命保険相互会社</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>株式会社かんぽ生命保険</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>富国生命保険相互会社</td> <td>2.0%</td> </tr> </table>		三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	33.3%	株式会社みずほフィナンシャルグループ	27.0%	株式会社りそな銀行	16.7%	第一生命保険株式会社	8.0%	朝日生命保険相互会社	5.0%	明治安田生命保険相互会社	4.5%	株式会社かんぽ生命保険	3.5%	富国生命保険相互会社	2.0%
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	33.3%																	
株式会社みずほフィナンシャルグループ	27.0%																	
株式会社りそな銀行	16.7%																	
第一生命保険株式会社	8.0%																	
朝日生命保険相互会社	5.0%																	
明治安田生命保険相互会社	4.5%																	
株式会社かんぽ生命保険	3.5%																	
富国生命保険相互会社	2.0%																	

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先において当社普通株式1,116,800株（発行済株式総数の3.03%）を信託財産として保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託の再信託受託者

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年8月9日現在のものであります。また、出資関係につきましては、2022年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

役員向け株式交付信託制度（以下、「本役員向け制度」といいます。）及び従業員向け株式交付信託制度（以下、「本従業員向け制度」といいます。）の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする役員向け株式交付信託契約（以下、「本役員向け信託契約」といい、本役員向け信託契約に基づき設定された信託を「本役員向け信託」といいます。）及び従業員向け株式交付信託契約（以下、「本従業員向け信託契約」といい、本従業員向け信託契約に基づき設定された信託を「本従業員向け信託」といいます。）を締結しております。また、株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託しております。

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、当該再信託に係る契約に基づいて設定された信託口です。

1．本役員向け制度

(1) 本役員向け制度の概要

本役員向け制度は、あらかじめ当社が定めた「役員向け株式交付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の取締役、監査役（社外取締役、社外監査役を除きます。）及び当社グループ会社の取締役（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象に、当社株式を交付する仕組みです。

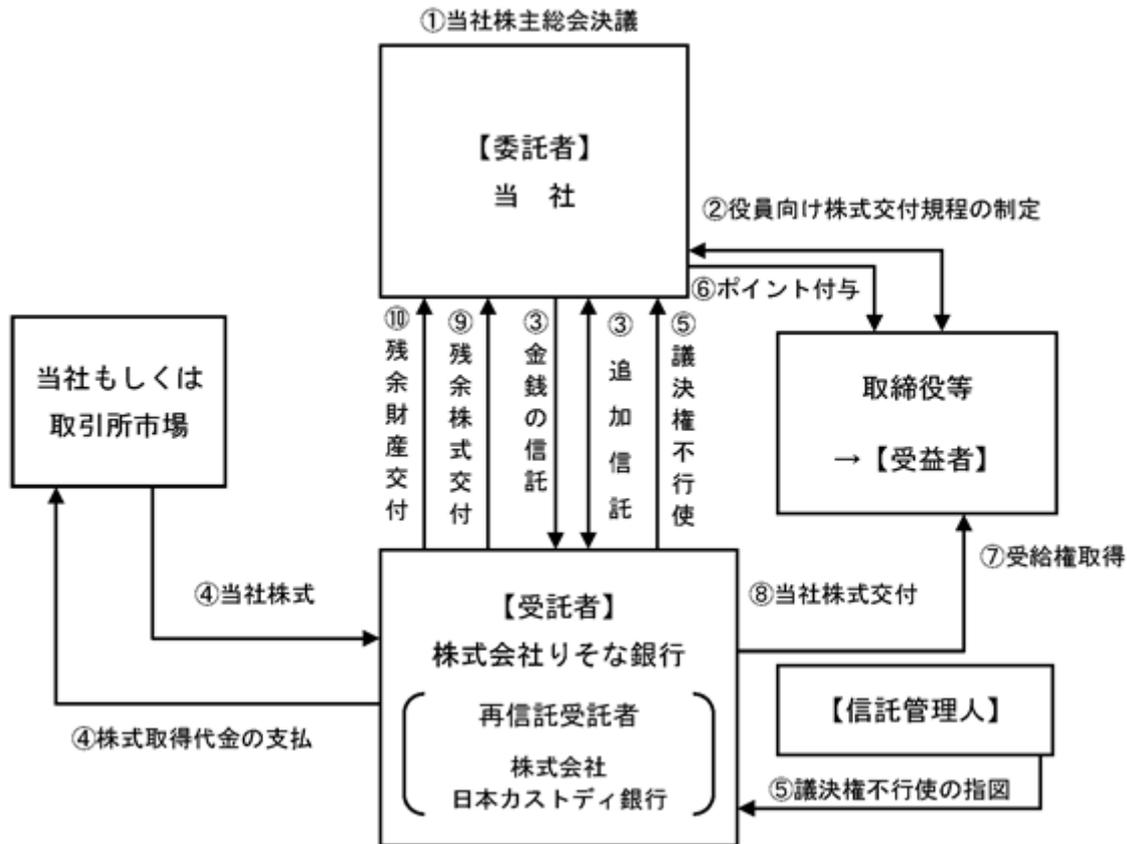
当社は、対象となる取締役等に対し、当社の業績達成に応じてポイントを付与し、毎年ポイント数に応じた当社株式に交換して当社株式を交付します。取締役等に対し交付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本役員向け制度の継続は、当社の業績及び株価と取締役等の報酬との連動性を高めると同時に、当社グループの3事業年度（2023年3月期～2025年3月期）を対象とする中期計画の達成のため、意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的としております。

当社は、役員向け株式交付規程に基づき取締役等に将来交付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「信託銀行」といいます。））に金銭を信託します。信託銀行は、役員向け株式交付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。第三者割当については、株式会社日本カストディ銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われます。

信託銀行は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従いますが、信託の当社経営からの独立性を確保するため、一律不行使とします。なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

(2) 本役員向け制度の仕組み



当社は、本役員向け制度の導入に関して協議をし、第47回定時株主総会において、本役員向け制度による取締役等の報酬の承認決議を得ております。

また、第48回定時株主総会（以下、併せて「本株主総会」といいます。）により本役員向け制度の一部改定の承認決議を得ております。

当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内において役員向け株式交付規程を制定して取締役等へのポイント付与・株式交付の基準等を定めております。

当社は、本役員向け制度を継続するため、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）します。

受託者は、追加信託に係る金銭（64,336,000円）及び信託財産に属する金銭（1,264,000円）の総額を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分による。）または取引所市場（立会外取引を含む。）を通じ取得します。取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。

本役員向け信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。

当社は、役員向け株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。

役員向け株式交付規程及び本役員向け信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式の受給権を取得し、受益者となります。

受託者は、受益者に当社株式を交付します。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本役員向け信託へ追加拠出を行うことにより、本役員向け制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本役員向け信託を継続利用するか、または、本役員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

本役員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄附する予定です。

(3) 本役員向け信託の概要

名称	: 役員向け株式交付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	: 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本役員向け信託契約の締結日	: 2020年8月17日
金銭を追加信託する日	: 2022年8月25日（予定）
信託の期間	: 2020年8月17日から本役員向け信託が終了するまで
議決権行使	: 議決権は行使しないものとします。
取得株式の種類	: 当社普通株式

2. 本従業員向け制度

(1) 本従業員向け制度の概要

本従業員向け制度は、あらかじめ当社が定めた「従業員向け株式交付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、併せて「従業員等」といいます。）に対し、当社株式を交付する仕組みです。

当社は、対象となる従業員等に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、毎年ポイント数に応じた当社株式に交換して当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、対象となる従業員等の負担はありません。

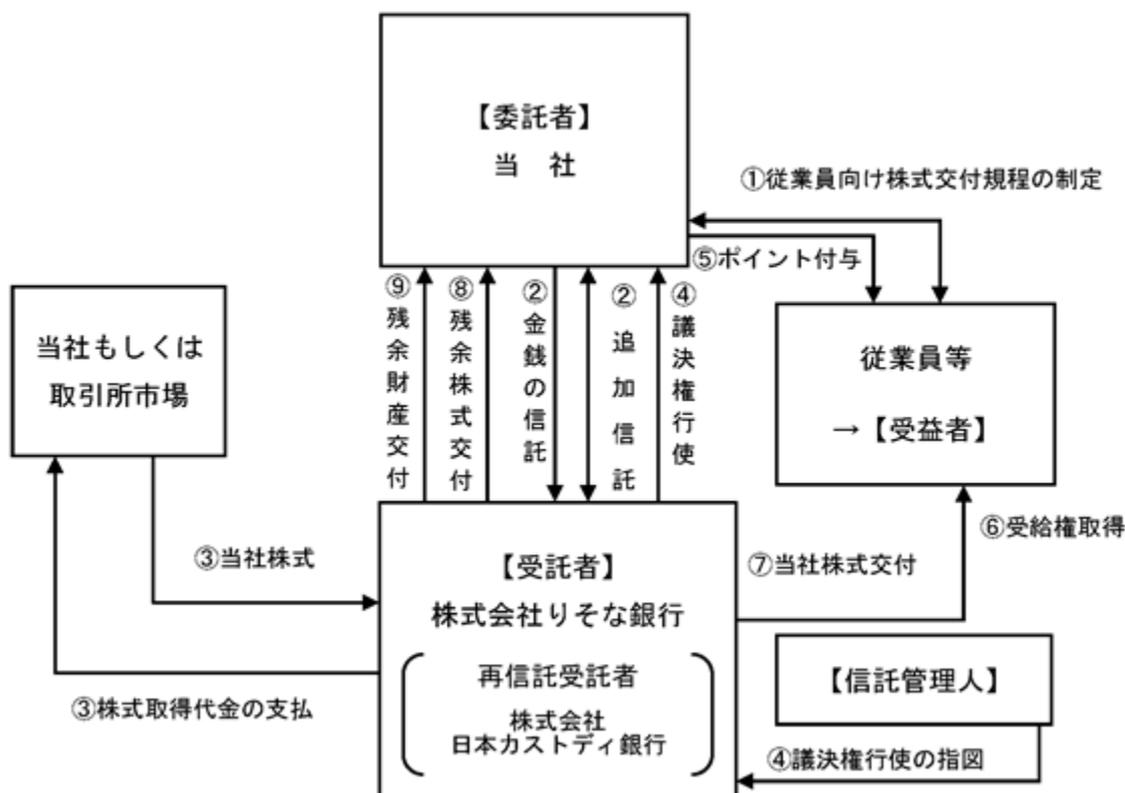
本従業員向け制度の継続は、当社の業績及び株価と従業員等の処遇との連動性を高めると同時に、当社グループの3事業年度（2023年3月期～2025年3月期）を対象とする中期計画の達成のため、意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的としております。

当社は、従業員向け株式交付規程に基づき従業員等に将来交付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託します。信託銀行は、従業員向け株式交付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。第三者割当については、株式会社日本カストディ銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われます。

また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす対象となる従業員等の意思が反映されるため、対象となる従業員等の経営参画意識を高める効果が期待できます。

信託管理人は、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って、信託銀行に対して議決権行使の指図を行い、信託銀行はその指図に従い議決権行使を行います。

(2) 本従業員向け制度の仕組み



当社は、本従業員向け制度の導入に際し、従業員向け株式交付規程を制定して従業員等へのポイント付与・株式交付の基準等を定めております。

当社は、本従業員向け制度を継続するため、金銭を追加信託します。

受託者は、追加信託に係る金銭（436,122,000円）及び信託財産に属する金銭（16,518,000円）の総額を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分による。）または取引所市場（立会外取引を含む。）を通じ取得します。本従業員向け信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。

当社は、従業員向け株式交付規程に基づき従業員等にポイントを付与します。

従業員向け株式交付規程及び本従業員向け信託契約に定める要件を満たした従業員等は、当社株式の受給権を取得し、受益者となります。

受託者は、受益者に当社株式を交付します。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本従業員向け信託へ追加拠出を行うことにより、本従業員向け制度もしくはこれと同種の株式インセンティブ制度として本従業員向け信託を継続利用するか、または、本従業員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

本従業員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄附する予定です。

(3) 本従業員向け信託の概要

名称	: 従業員向け株式交付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	: 従業員等のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社の従業員から選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本従業員向け信託契約の締結日	: 2020年5月11日
金銭を追加信託する日	: 2022年8月25日（予定）
信託の期間	: 2020年5月11日から本従業員向け信託が終了するまで
議決権行使	: 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使するものとします。
取得株式の種類	: 当社普通株式

c. 割当予定先の選定理由

当社は、本役員向け制度及び本従業員向け制度を継続するにあたり、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した交付予定株式総数を取得するため、金銭を追加信託することといたしました。

また、当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、その自己株式を有効活用するため、本役員向け信託及び本従業員向け信託への割当を行うことといたしました。

なお、これらの経緯を踏まえ、本役員向け信託及び本従業員向け信託においては、「本役員向け制度及び本従業員向け制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本役員向け信託契約及び本従業員向け信託契約を締結しておりますので、当社が、本役員向け信託及び本従業員向け信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）を割当予定先として選定したものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

790,000株（うち役員向け株式交付信託100,000株、従業員向け株式交付信託690,000株）

e. 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本役員向け信託契約及び本従業員向け信託契約に基づき、信託期間内において役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づき当社株式を受益者に交付するために保有するものです。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）へ信託する追加信託金及び信託財産に属する金銭の総額を原資として、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本役員向け信託契約及び本従業員向け信託契約により確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託口）（原信託受託者：株式会社りそな銀行）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人または受益者代理人の指図に従います。

本役員向け信託では、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、本役員向け信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

また、本従業員向け信託では、信託管理人には当社の従業員が就任します。議決権の行使は、「対象者（従業員）の総意を反映して行使する方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権行使を行います。

なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本役員向け信託契約及び本従業員向け信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」（不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率に乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する）に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行（以下、「割当予定先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法

人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先等が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先等のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査を行い、その取組に問題がないことを確認いたしました。これにより、割当予定先が特定団体等には該当せず、かつ特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という)の直前営業日(2022年8月8日)の東京証券取引所における当社株式の終値である656円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すもので、合理的であると判断したためです。

当該価額については、本取締役会決議日の直前営業日(2022年8月8日)の直近1カ月間(2022年7月9日~2022年8月8日)の終値平均である663円(円未満切捨て)からの乖離率は1.07%、直近3カ月間(2022年5月9日~2022年8月8日)の終値平均である649円(円未満切捨て)からの乖離率は1.05%、直近6カ月間(2022年2月9日~2022年8月8日)の終値平均である641円(円未満切捨て)からの乖離率は2.27%(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず、合理的であると判断しております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員(3名にて構成。うち2名が社外監査役)が、割当予定先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

b. 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した交付予定株式総数に相当するものであり、2022年3月31日現在の発行済株式総数に対し2.14%(小数第3位を四捨五入。2022年3月31日現在の総議決権総数362,067個に対する割合2.18%)となります。加えて、本役員向け制度及び本従業員向け制度の継続により、取締役等及び従業員等は、株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲や経営参画意識を高める効果が期待できます。以上のことから、希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
一般社団法人今井光郎文化道徳 歴史教育研究会	大阪府岸和田市土生町1丁目4 番23号	6,083	16.80	6,083	16.44
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	2,814	7.77	2,814	7.61
一般社団法人今井光郎幼児教育 会	大阪府岸和田市土生町1丁目4 番23号	2,680	7.40	2,680	7.24
フジ住宅取引先持株会	大阪府岸和田市土生町1丁目4 番23号	2,651	7.32	2,651	7.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,116	3.08	1,906	5.15
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(退職給付信託口・株 式会社紀陽銀行口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	1,012	2.80	1,012	2.74
フジ住宅従業員持株会	大阪府岸和田市土生町1丁目4 番23号	924	2.55	924	2.50
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(退職給付信託・株式 会社池田泉州銀行口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	681	1.88	681	1.84
株式会社紀陽銀行	和歌山県和歌山市本町1丁目35 番地	585	1.62	585	1.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300,BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	470	1.30	470	1.27
計	-	19,019	52.52	19,809	53.54

(注) 1. 2022年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか自己株式631千株(2022年3月31日現在)は、割当後74千株となります。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の議決権数を、2022年3月31日現在の総議決権数(362,067個)に本自己株式処分により増加する議決権数(7,900個)を加えた数で除した数値です。

6. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の割当後の所有株式数には、本有価証券届出書で対象とした株式以外の株式数1,116千株が含まれております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第49期有価証券報告書及び第50期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月9日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年8月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第49期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月9日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（2022年6月27日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、2022年6月22日の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額 470,843,659円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、今井光郎、宮脇宣綱、山田光次郎、松山陽一、石本賢一、岩井伸太郎及び中村慶子の7名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％） （注）4
第1号議案	279,215	7,980	-	（注）1	可決（97.19）
第2号議案	286,456	739	-	（注）2	可決（99.71）
第3号議案					
今井 光郎	230,882	56,313	-	（注）3	可決（80.37）
宮脇 宣綱	231,566	55,629	-		可決（80.61）
山田 光次郎	272,642	14,553	-		可決（94.91）
松山 陽一	272,671	14,524	-		可決（94.92）
石本 賢一	272,662	14,533	-		可決（94.91）
岩井 伸太郎	248,936	38,259	-		可決（86.65）
中村 慶子	272,716	14,479	-		可決（94.93）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3．自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の第49期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年8月9日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を提出しております。

（2022年7月6日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2022年6月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2022年5月10日）での決議状況 （取得期間2022年5月11日～2022年7月26日）	300,000		195,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	6月1日	1,700	1,105,000
	6月3日	13,200	8,576,800
	6月6日	2,300	1,495,000
	6月7日	4,800	3,120,000
	6月10日	1,100	715,000
	6月13日	4,600	2,987,100
	6月14日	12,000	7,794,700
	6月15日	6,200	4,007,700
	6月16日	11,600	7,428,000
	6月17日	10,300	6,536,800
	6月20日	6,100	3,909,500
	6月21日	24,700	15,747,000
	6月22日	5,100	3,280,400
	6月23日	5,500	3,572,400
	6月24日	2,600	1,689,500
	6月27日	200	130,000
計	-	112,000	72,094,900
報告月末現在の累計取得自己株式	228,500		145,353,900
自己株式取得の進捗状況（％）	76.17		74.54

（注） 取得期間は約定ペースで、報告月における取得自己株式（取得日）は受渡ペースで記載しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2022年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	36,849,912
保有自己株式数	859,669

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2022年8月4日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1）[株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2）[取締役会決議による取得の状況]

2022年7月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2022年5月10日）での決議状況 （取得期間2022年5月11日～2022年7月26日）	300,000		195,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	7月6日	100	65,000
	7月8日	4,500	2,920,500
計	-	4,600	2,985,500
報告月末現在の累計取得自己株式	233,100		148,339,400
自己株式取得の進捗状況（%）	77.70		76.07

（注） 取得期間は約定ベースで、報告月における取得自己株式（取得日）は受渡ベースで記載しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2022年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	36,849,912
保有自己株式数	864,269

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第49期）	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月23日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第50期第1四半期）	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	2022年8月9日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月22日

フジ住宅株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高見 勝文
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 秀樹
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジ住宅株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ住宅株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸不動産の評価 （【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法、（重要な会計上の見積り））	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>2022年3月期における連結貸借対照表には販売用不動産22,091百万円、仕掛販売用不動産27,027百万円、開発用不動産31,838百万円が計上されており、これらの棚卸不動産は総資産の52.7%を占めている。</p> <p>会社は、棚卸不動産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が簿価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>不動産開発においては、土地を取得し開発及び宅地造成を行い、建物を建築し販売を完了するまでの期間が長期に及ぶ。このため、正味売却価額の算定において、当初の販売価額での販売が困難な場合は、不動産市況の動向や販売状況及び周辺物件の販売価格といった情報に基づき将来の販売可能価額の算定が必要であり、経営者の高度な判断が求められる。</p> <p>また原価面では、開発計画時において予期しなかった事象の発生に伴う工事の遅延や変更、中断が生じた場合は、類似工事実績や取引業者から取得した最新の見積り情報等に基づき将来発生原価の算定が必要であり、経営者の高度な判断が求められる。</p> <p>以上から、棚卸不動産の評価においては、経営者による主観的な判断に依存する程度が大きく、財務諸表への潜在的な影響があるため、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸不動産の評価が適切に実施されているかを検討するにあたり、以下の手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価 棚卸不動産について、販売可能性を考慮した最新の販売予定価格と適時に更新された発生予定原価を比較して収益性の低下に基づく簿価の切下げの要否を検討している会社の内部統制の整備・運用状況の評価を実施した。</p> <p>（2）正味売却価額の見積りの妥当性 棚卸不動産の販売可能価額の検討にあたり会社が参照した近隣の取引事例および直近の販売実績等に基づく正味売却価額の算定方法について経営者に質問を実施した。不動産市況の動向については、土地取得時の路線価と直近の路線価の比較を実施した。販売状況については、販売計画表を閲覧して販売戸数の計画と実績を比較し、販売計画の遅れの有無を把握するとともに、販売計画表に含まれる販売戸数の販売可能性につき、経営者に質問を実施した。経営者が採用した周辺物件の販売価格については、独自に選定した類似物件の販売価格など利用可能な外部データ、直近の売買契約書及び請負契約書との整合性を検討した。</p> <p>（3）開発用不動産の評価の妥当性 開発用不動産については、上記に加え、開発計画の達成可能性を経営者に質問し、開発計画の進捗状況に関連する資料の閲覧を実施した。見積原価については、類似工事の過年度実績との比較を行い、見積原価算定の基礎となる外部証憑等との照合を行った上で、当初見積原価と将来発生原価の比較を実施し、販売可能価額との比較により評価損計上の要否を検討した。また、監査人が必要と判断した開発用不動産については、開発計画の進捗状況に関連する資料と実際の進捗状況の整合性を確かめるため、現場視察を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フジ住宅株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、フジ住宅株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

フジ住宅株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフジ住宅株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ住宅株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸不動産の評価

2022年3月期における貸借対照表には販売用不動産22,091百万円、仕掛販売用不動産27,027百万円、開発用不動産31,838百万円が計上されており、これらの棚卸不動産は総資産の62.7%を占めている。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（棚卸不動産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 8 月 9 日

フジ住宅株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高見 勝文
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 秀樹
--------------------	-------	-------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフジ住宅株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジ住宅株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。